

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 9 月 1 7 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

現在我家は私（〇〇）、妻、長女（17才、高2生）、そして長男（12才、小6生）の4人で生活しております。しかし、長女（〇〇国籍）のビザが（「定住者」ではなく）「特定活動」の為、「生活保護」が受けられません。つまり、「3人分の保護費」で「大人3人、小人1人」の計4人が生活しています。長女の学費及び、国民健康保険料、及び医療費を含めた全ての生活に関わる費用をこの「3人分の保護費」から賄っております。その為、今回の「保護費の引き下げ」は私共の家計に大きく影響しております。どうか御配慮下さります様、切にお願い申し上げます。合掌。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 9月16日	諮問
令和3年11月30日	審議（第61回第1部会）
令和3年12月20日	審議（第62回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の目的（保護の対象）

法1条は、日本国憲法25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

(2) 保護の基準・種類

法8条1項の規定は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(3) 保護の変更

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人世帯に係る保護費の支給額が令和 2 年 10 月 1 日から変更されることとなったことから、変更日を同日として、請求人に対し、「基準改定」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費についてみると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人世帯の場合、60～64 歳、41～59 歳、6～11 歳・3 人世帯・1 級地—1 の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり「3 人分の保護費」で「大人 3 人、小人 1 人」の計 4 人が生活している旨主張するが、本件処分が上記 1 の法令等の定めに則って適正になされたものと認められることは上記 2 のとおりである。

また、請求人の長女は、〇〇国籍の外国人であるので、法 1 条により保護の対象とはならない。

なお、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日付社発第 382 号）によって、外国人に対しても当分の間、法による保護等に準ずる取扱いをすることとされているが、そのような取扱いの対象となる外国人は適法に日本に滞在

し、活動に制限を受けない「永住者」、「定住者」等の在留資格を有する外国人とされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。問13-32（答）））ため、在留資格を「特定活動」とする請求人の長女は当該取扱いの対象としても認められない。

また、請求人は、長女が定住者の地位を有しないことを争っていると解する余地もあるが、定住者の在留資格の取得の許可については、法務大臣の権限であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹